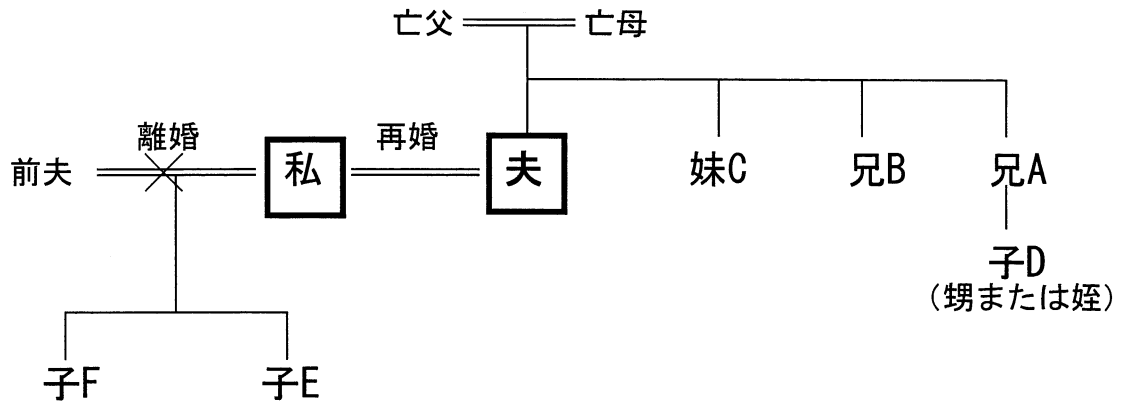


夫婦のどちらか一方が再婚あるいは双方が再婚による婚姻は年々増加しており、2005年には25.3%を占めるに至っています。これに伴い、各々の親族との間で相続をめぐるトラブルが増えています。

夫が先立った場合、妻（私）が先立った場合の相続人及び相続分は以下のとおりです。



残り1/4を3人で分ける。
 $1/4 \times 1/3 = 1/12$

民法900条3項

①夫が先に死亡した場合の相続人…私 (3/4), 兄A (1/12), 兄B (1/12), 妹C (1/12)

①' 夫死亡前に兄Aが死亡していた場合の相続人

…私, 子D, 兄B, 妹C (相続分は①に同じ)

甥または姪 (子D) が兄Aの代襲相続人となる。

民法900条1項

②私が先に死亡した場合の相続人…夫 (1/2), 子E (1/4), 子F (1/4)

残り1/2を2人で分ける。
 $1/2 \times 1/2 = 1/4$

このように、夫が先に死亡した場合には、夫の兄弟姉妹が相続人として登場します。亡夫の預金引き下ろし、居住用不動産の名義変更をする場合には、夫の兄弟姉妹との間で遺産分割協議が必要となります。

仮に兄弟姉妹が夫より先に死亡すると、その子（甥、姪）が相続人として登場します（代襲相続人）。

日頃付き合いのない相続人との間で遺産分割の協議をすること自体、相当の負担になります。そこで、できることなら、夫に頼んで妻に財産を遺贈する旨の遺言をしてもらうとよいでしょう。